

# 一般社団法人投資信託協会定款

昭和32年 7月10日制定  
昭和34年 1月19日改正  
昭和35年 3月31日改正  
昭和37年 4月23日改正  
昭和39年 4月18日改正  
昭和41年 2月 4日改正  
昭和41年 8月31日改正  
昭和42年 4月28日改正  
昭和42年 9月30日改正  
昭和43年 4月30日改正  
昭和44年 4月30日改正  
昭和45年 2月20日改正  
昭和46年 9月21日改正  
昭和47年 9月13日改正  
昭和48年 8月17日改正  
昭和49年 8月16日改正  
昭和50年 9月19日改正  
昭和51年 9月17日改正  
昭和52年 9月16日改正  
昭和52年11月29日改正  
昭和53年 9月22日改正  
昭和55年 9月19日改正  
昭和56年 3月20日改正  
昭和56年 7月17日改正  
昭和58年11月24日改正  
昭和60年10月29日改正  
昭和63年 1月26日改正  
昭和63年 9月29日改正  
平成 5年10月22日改正  
平成10年 2月20日改正  
平成10年11月27日全部改正  
平成12年 6月13日改正  
平成12年11月17日改正  
平成13年 9月21日改正  
平成18年 1月20日改正  
平成19年 2月16日改正  
平成19年 9月21日改正  
平成20年 6月30日改正  
平成23年 6月30日改正  
平成24年 6月29日改正  
平成29年 3月31日改正  
令和 2年 6月30日改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人投資信託協会と称し、英文名をThe Investment Trusts Association, Japanと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、投資信託及び投資法人など投資運用業等の健全な発展、並びに投資者の保護に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 正会員（第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）が金融商品取引業等を行うに当たり、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）その他の法令の規定を遵守させるための正会員に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 正会員が行う金融商品取引業等に関し、資産運用の適正化、受益証券等（受益証券（振替投資信託受益権を含む。）、投資証券若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。以下同じ。）の募集又は私募その他の取引の適正化、その他投資者の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務
- (3) 正会員の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則（理事会決議を含む。以下同じ。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 正会員の行う金融商品取引業等に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 正会員の行う金融商品取引業等に争いがある場合のあっせん
- (6) 正会員の行う金融商品取引業等に係る業務の適正化に必要な業務のため必要な規則（理事会決議を含む。）の制定その他の業務
- (7) 正会員が取扱う個人情報の保護に関する業務
- (8) 投資信託及び投資法人に係る知識の啓発及び普及
- (9) 投資信託及び投資法人に関する統計等の作成及びその公表
- (10) 投資信託及び投資法人に関する調査、研究及びその公表
- (11) 会員間及び投資信託委託業等（金商法第2条第8項第12号イに掲げる行為又は同項第14号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下同じ。）に関係のある団体等（海外の投資信託に係る団体を含む。）との意思の疎通及び意見の調整
- (12) 関係官庁その他関係機関（海外の関係機関を含む。）に対する建議、要望及び連絡
- (13) 前各号に掲げるもののほか、投資者に対する広報その他この法人の目的を達成するために必要な業務

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(業務規程等)

第5条 この法人は、前条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な業務の実施の方法を規定した業務規程を定める。

2 定款の施行に関し必要な事項は、定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）をもって定める。

(規則等の制定改廃)

第6条 業務規程、定款施行規則その他の規則（理事会決議を含む。）の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第7条 この法人の会員は正会員及び賛助会員とする。正会員又は賛助会員となることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員 金商法第29条の規定に基づき投資運用業を行うことの登録を受けた者（同法第2条第8項第12号イに掲げる行為又は同項第14号に掲げる行為を業として行う者に限る。）及び投信法第47条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等（信託業法（平成16年法律第154号）第3条又は第53条の規定に基づき免許を受けた信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。）

(2) 賛助会員 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会、認定投資者保護団体又は本会の目的に賛同しその活動に協力する法人であって、投資信託委託業等に関係のある業務を営む者

2 前項に定める正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）に規定する社員及び金商法第78条第2項に規定する会員とする。

(入会手続)

第8条 この法人に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会しようとする会員の種別に応じて、定款施行規則に定める事項を記載した入会申込書をこの法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者が提出する入会申込書には、定款施行規則に定める書類を添付しなければならない。

(入会の拒否)

第9条 この法人は、この法人に正会員として入会申込を行った者が次の各号の一つに該当すると

きは、その入会を拒否することができる。

- (1) 法令、法令に基づく主務官庁の処分若しくはこの法人の定款その他の規則に違反し、法令に基づく登録の取消し若しくはこの法人から除名の処分を受けたことがあること
- (2) 前条に定める入会申込書又は入会申込書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けているとき
- (3) 法令に基づき、行政官庁の業務停止又は業務改善命令を受けた場合であって、申請時においても適正な業務運営を実現するための経営管理態勢が確立されていないと認められること
- (4) その他定款施行規則に定める事由に該当するとき

2 この法人は、この法人に賛助会員として入会の申込を行った者が前項各号の一つに該当するときは、その入会を拒否することができる。

(会員代表者等の届出)

第10条 第8条第1項の規定に基づき入会の承認を受けた正会員は、定款施行規則の定めるところにより、直ちにこの法人の業務についてその正会員を代表する者(以下「正会員代表者」という。)1名及び正会員代表者の代理者1名以内を定め、この法人に届け出なければならない。

2 第8条第1項の規定に基づき入会の承認を受けた賛助会員は、定款施行規則の定めるところにより、その賛助会員を代表する者をこの法人に届け出なければならない。

3 正会員又は賛助会員は、この法人に届け出た会員代表者(第1項に定める正会員代表者及び第2項に定める賛助会員を代表する者をいう。)又はその代理者(第1項に定める代理者をいう。)に変更があった場合には、この法人に届け出なければならない。

(入会金及び会費等)

第11条 この法人に入会の承認を受けた正会員は、入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、会費を納入しなければならない。

3 前2項に定める入会金及び会費の額並びにこれらの納入方法その他必要な事項は、総会において定める入会金及び会費に関する規程による。

4 正会員は、この法人が総会において特別な支出に充てるために必要と認める特別会費の徴収を決議した場合には、その定めるところにより特別会費を納入しなければならない。

(正会員の報告事項)

第12条 正会員は、定款施行規則その他の規則で定める事由に該当することとなったときは、遅滞なく、その事由の内容その他必要な事項をこの法人に報告しなければならない。

(賛助会員の届出事項)

第13条 賛助会員は、定款施行規則に定める事由に該当することとなったときは、遅滞なく、この法人にその旨を届出しなければならない。

(資料の提出等)

第14条 この法人は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、正会員に対して、当該正会員の営む投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出、又は文書若しくは口頭による説明を求めることができる。

2 正会員は、前項の規定に基づく報告若しくは資料の提出、又は説明を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(調 査)

第15条 この法人は、正会員の営む投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務に関し、正会員の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約又は取引の信義則の遵守の状況並びに会員の業務の状況若しくは財産の状況若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 正会員は、前項の規定によりこの法人が行う調査に応じなければならない。

(任意退会)

第16条 正会員又は賛助会員は、定款施行規則に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の処分)

第17条 この法人は、正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該正会員に弁明の機会を与えたうえ、過怠金の徴収、会員権の停止若しくは制限又は除名の処分を行うことができる。なお、除名は、総会の決議に基づき行うものとし、過怠金の徴収、会員権の停止若しくは制限は、会員の処分等に関する規則に定める処分の程度の範囲内で、理事会の決議に基づきこれを行う。

- (1) この法人に提出した第8条に規定する入会申込書又は定款施行規則に定める添付書類の記載事項について、虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていることが判明したとき
- (2) 第11条に規定する入会金又は会費又は特別会費を所定の期日までに納入しなかったとき
- (3) 第12条に規定する報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったとき
- (4) 第14条に規定する報告若しくは資料の提出若しくは説明を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出若しくは説明を行ったとき
- (5) 第15条に規定する調査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき
- (6) 金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若

しくは本会の定款その他の規則若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき  
(7) その他この法人の秩序又は信用を害したとき

2 この法人は、賛助会員が次の各号の一つに該当すると認めるときは、当該賛助会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、除名の処分を行うことができる。

- (1) この法人に提出した第8条に規定する入会申込書の記載事項について、虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていることが判明した場合
- (2) 第11条に規定する会費を所定の期日までに納入しなかったとき
- (3) 定款施行規則その他の規則に定める事由に該当した場合
- (4) その他本会の秩序又は信用を害したとき

3 前項の規定に基づき賛助会員に対して除名の処分を行う場合には、理事会の議決権の3分の2以上の多数決による。

(正会員に対する勧告)

第18条 この法人は、正会員の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約又は取引の信義則の遵守の状況、又は資産運用等の業務の状況若しくは財産の状況が適当でないと認めるときは、事由を示して勧告を行うことができる。

(正会員資格の喪失)

第19条 正会員は、第16条又は第17条第1項の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項第1号に定める会員資格を失ったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該正会員が解散したとき

(賛助会員資格の喪失)

第20条 賛助会員は、第16条又は第17条第2項の場合のほか、当該賛助会員が解散したときは、その資格を喪失する。

(会員の名簿)

第21条 この法人は、正会員名簿及び賛助会員名簿を作成し、これをこの法人の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 正会員名簿及び賛助会員名簿の記載事項は、定款施行規則において定める。

## 第4章 総会

### (構成)

第22条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

### (権限)

第23条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額並びに支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第24条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

### (招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

### (議決権)

第27条 総会の議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決議)

第28条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者のそれぞれの合計数が第30条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法第91条第1項第1号に定める代表理事とする。

4 理事のうち、2名以内を一般法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長の選定は、理事会の決議による。

3 理事会の決議により、理事のうちから副会長を若干名選定することができる。

4 理事会の決議により、会員以外の理事のうちから専務理事を選定することができる。



- 5 前項の専務理事をもって業務執行理事とする。
- 6 副会長は専務理事を兼ねることができる。
- 7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補充又は補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補充として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第35条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第36条 理事及び監事には報酬等を支給しない。ただし、常勤の理事等に対しては、総会において定める報酬等の支給規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第37条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 前2号の規定にかかわらず、自主規制に関する規則等の制定、改正及び廃止に関する事項を自主規制委員会（委員会設置に関する規則第2章に規定する自主規制委員会をいう。）に委任することができる。ただし、本会の業務の適切な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条の2 一般法人法第96条の規定に基づき、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条の3 一般法人法第98条の規定に基づき、理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第32条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 (削 除)

第42条 (削 除)

## 第8章 委員会

(委員会)

第43条 この法人は、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が理事会の同意を得てこれを委嘱する。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第9章 財産及び会計

(基本財産等)

第44条 この法人は、次に掲げるものを基本財産として計理する。

- (1) 一般社団法人への移行登記の時の財産目録に基本財産として記載した財産
- (2) 第11条に規定する入会金を積み立てた基金
- (3) 基本財産として寄附された財産
- (4) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 この法人は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されるものに限る。）に係る支出に充てるため、特定費用準備資金を保有できるものとし、特定費用準備資金に関し必要な事項については、理事会の決議により定める。

(基本財産の処分等の制限)

第45条 前条第1項に規定する基本財産は、これを処分し又は担保に供してはならない。ただし、理事会において定める事由に該当する場合は、理事会の決議を経たうえで、その一部又は全部を処分し又は担保に供することができる。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時総会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定時総会の承認を得るものとする。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、理事及び監事の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第49条 この法人は、剰余金を分配することはできない。

(資産の管理・運用)

第50条 この法人の資産の管理・運用は、理事会の決議により、会長がこれを行う。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第52条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第12章 事務局

（事務局）

第55条 この法人の業務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置き、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。
- 4 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第13章 雑 則

（細 則）

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

1. この定款の改正は、昭和39年5月1日から施行する。
2. 改正後の定款第7条第1項第1号の規定により会員が負担すべき基金の金額に不足を生じた当該会員は、直ちにその不足額を払い込むものとする。

附 則

この定款の改正は、昭和41年2月4日から施行する。

附 則

この定款の改正は、昭和41年8月31日から施行する。

附 則

この定款の改正は、昭和42年4月28日から施行する。

附 則

1. この定款の改正は、昭和42年10月1日から施行する。
2. 第5条第1号会員の基金負担額及び表決権が本会の全会員のそれらの過半数を保ちかつ、会員の基金負担額及び表決権が同条第1号会員間及び同条第2号会員間においてそれぞれ平等となるよう、昭和43年10月1日前に、本定款に所要の改正を行うものとする。なお、会員が既に払い込んだ基金負担額については所要の調整を行うものとし、その調整の方法を本定款によって定めるものとする。
3. 第7条の規定は、会員の増資の場合については、前項の規定による定款の変更まではその適用を停止する。

附 則

1. この定款の改正は、昭和43年5月1日から施行する。
2. 改正後の定款第7条の規定により負担すべき基金の額が増加した会員は、その増加額を昭和43年5月31日までに払い込むものとする。
3. 改正後の定款第7条の規定により負担すべき基金の額が減少した会員は、現に本会が運用を行っている有価証券の償還の状況を勘案して理事会の定めるところにより、その減少額につき本会から返還を受けるものとする。

附 則

この定款の改正は、昭和44年5月1日から施行する。

附 則

1. 第18条及び第26条の改正規定は、昭和45年4月1日から施行する。
2. この改正規定施行後の最初の定時総会は、第18条第3項の規定にかかわらず昭和45年4月に開催する。
3. この改正規定施行の日を含む会計年度は、第26条の規定にかかわらず昭和45年4月1日から昭和45年9月30日までとする。

附 則

第29条の2及び第32条の改正規定は、昭和46年9月23日から施行する。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和47年9月25日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和48年8月29日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和49年8月28日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和50年10月7日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和51年10月4日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和52年10月1日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

この改正は、昭和52年12月7日から施行する。

附 則

1. この改正は、昭和53年10月3日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. この改正は、昭和55年10月9日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. この改正は、昭和56年4月8日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. この改正は、昭和56年8月6日から施行する。
2. 改正定款施行日において、改正前の第7条の規定により、払い込まれた基金は、改正後の第7条の規定により受け入れた基金とみなすものとする。

附 則

この改正は、昭和58年11月24日から施行する。

附 則

この改正は、昭和60年10月29日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年1月26日から施行する。

附 則

1. 第12条の改正規定は、昭和63年10月1日から施行する。
2. 第18条第3項及び第26条の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
3. 昭和63年10月1日から開始する会計年度についての改正前の第26条の規定の適用については、同条中「翌年9月30日」とあるのは「翌年3月31日」とする。

附 則

この改正は、平成5年10月22日から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務官庁の認可があった日（平成10年3月23日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更は、平成10年12月1日から施行する。
2. この変更定款の施行の際、現に変更前の定款第6条の承認を受けた会員である者は、変更後の定款第7条による承認があったものとみなす。
3. この変更定款の施行の際、変更後の定款第7条による承認があったものとみなされた会員に係る変更後の定款第8条に規定する入会金については、変更前の定款第7条に規定する基金で、当該会員がすでに納入している金額のうち入会金に相当する額を充当するものとする。この場合において、当該会員がすでに納入している金額のうち、入会金に相当する金額以外の金額について



は、第42条第1項に規定する寄金として第2特別基金に充当するものとする。

4. この変更定款の施行の際、変更後の定款第7条による承認があったものとみなされた会員に係る変更後の定款第9条に規定する会費で平成10年度の会費については変更前の定款第8条の規定により決定されている会費とする。

5. この変更定款の施行の際、現に変更前の定款第13条の規定により選任された理事及び監事の任期については、変更前の定款第15条の規定による。

\*改正条項は第1条から第33条の全条にわたり改正。

#### 附 則

この定款の変更は、平成12年7月1日から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、平成12年11月30日から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、平成13年10月9日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成18年3月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成19年3月8日から施行する。

#### 附 則

この改正は、主務大臣の認可の日（平成19年9月30日）から施行する。

#### 附 則

1. この改正は、平成20年10月1日から施行する。
2. この改正規定の施行の際、現に改正前の定款に定める会員であった金商法第29条の規定に基づき投資運用業を行うことの登録を受けた者及び投信法第47条に規定する委託者非指図型投資信託の受託会社である信託会社等は、改正規定の施行日において改正後の第6条に規定する正会員とみなす。
3. この改正規定の施行の際、現に改正前の定款に定める会員であった金商法第29条の規定に基づき第一種金融商品取引業を行うことの登録を受けた者（2に該当する者を除く。）については、あらかじめ退会の届出の提出をした場合を除き、施行日において改正後の第6条に規定する賛助会員とみなす。

#### 附 則

1. この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の会長は、稲野和利とし、業務執行理事（副会長兼専務理事）は、乾文男とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この改正規定の施行の日において、旧定款（平成23年6月30日付改正前の定款をいう。）第7条の3の規定に基づき複数の代理者の届出を行っている場合にあつては、当該代理者の変更が行われるまでの間、当該代理者を改正後の第10条第1項に定める代理者とする。

#### 附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成29年6月30日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和2年6月30日から施行する。